
プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発**項目 本日の審議事項の概要**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項についてご説明することを目的としている。

本日の審議事項

2. 当委員会が 2016 年 8 月及び 2019 年 10 月に公表した中期運営方針では、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの 1 つとして金融商品に関する会計基準に言及している。このうち、金融商品の減損に関する会計基準については、第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）において検討の進め方の大きな方向性に関するご承認を頂いており、現在企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会では ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択¹及びその前段階の整理²を進めている。
3. 本日は、前項に関する次の事項について、改めてご説明を行う。
 - (1) 第 463 回企業会計基準委員会で ASBJ 事務局が示した検討の方向性（審議事項(4)-2）
 - (2) 第 474 回企業会計基準委員会（2022 年 2 月 21 日開催）まで行われた前項の整理のうち、金融資産の減損に関連する日本基準、IFRS 第 9 号及び Topic326（米国会計基準）の比較（審議事項(4)-3）及び ECL モデル（IFRS 基準）と CECL モデル（米国会計基準）の基本的な考え方（審議事項(4)-4）。
4. また、前項の検討を踏まえて ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択の方向性に関する ASBJ 事務局の分析を示し、ご意見を伺う（審議事項(4)-5）。これについては、第 178 回金融商品専門委員会で検討しており、聞かれた意見については審議事項(4)-6 に記載している。
5. 前項の分析にあたっては、財務諸表利用者に対するヒヤリングを実施している。その概要は審議事項(4)-5 参考資料にてまとめている。

以上

¹ 審議事項(4)-2 で「ステップ 1」とされている段階である。

² 審議事項(4)-2 以降では「ステップ 0」と呼んでいる。